



ホームページの情報は携帯でも  
ご覧いただくことができます。

QRコードをご利用ください。

浪江町公式フェイスブック・ページ  
「つながろうなみえ」町からのお知らせや写真などがご覧いただけます。



浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さまへ、  
各種情報をお届けします。

※4月6日現在の情報を掲載しています。今後、内容等が変更されること  
もありますので、あらかじめご了承ください。

## 高速道路の無料措置 の一部見直し

原発事故の警戒区域等に居住  
されていた方を対象の無料措置  
は、一部見直しが行われて継続  
されます。

### ▽実施期間

4月1日から9月30日まで

### ▽対象者

震災発生時に、警戒区域、計  
画的避難区域、緊急時避難準備  
区域を生活の本拠としていた方

### ▽対象車種

全車種  
(避難されている方が運転ま  
たは同乗している車両)

### ▽措置内容

対象ICを入り口または出口  
として取り扱う通行料金がすべ  
て無料となります。

\*ETCでは利用できません。

### ▽対象IC

東北道：本宮、二本松、福島西  
福島飯坂、国見

常磐道：いわき中央、いわき四  
倉、広野、南相馬、相  
馬、山元

磐越道：いわき三和、小野、船  
引三春、郡山東

\*南相馬、相馬については、南  
相馬×相馬間の開通後に追加  
されます。

### ▽必要書面

●避難元が確認できる公的機関  
発行の書面(住民票の写し、  
運転免許証、パスポート、健  
康保険証、罹災証明書、被災

### 証明書等)

●本人が確認できる公的機関発  
行の書面(運転免許証、パス  
ポート、健康保険証等)

\*出口料金所で原本を呈示くだ  
さい。

問 NEXCO東日本お客様センター  
0570-024-024

Url <http://www.enexco.co.jp/>  
(ナビダイヤル)

## 町税等の課税の延期

平成24年度の町税等について、  
定期課税の課税時期を延期しま  
す。

### ▽対象

軽自動車税、固定資産税(償  
却資産のみ、土地・家屋につい  
ては課税免除)、個人町県民税  
(普通徴収、特別徴収)、国民健  
康保険税

問 町民税務課課税係  
0243-62-0123

## 国による常磐自動車 道の除染モデル事業 の実施について

浪江町では、復興作業の円滑  
化の観点から、国に対して常磐  
自動車道の早期開通を要望して  
います。今般、4月から国によ  
る常磐自動車道の除染モデル事  
業の実施が決定しました。

除染モデル事業は、その土  
地、地形にあった除染方法を調  
査するものであり、今回のモデ

ル事業の実施により、常磐自動  
車道の本格除染を確実に実施で  
きる事が期待できます。

### ▽事業箇所

浪江町大字室原字花ノ木地内  
(浪江町大字立野字古堤地内

▽実施期間 7月末まで  
問 環境省福島環境再生事務所  
024-573-7330

## 南相馬市側から立ち 入りする際の検問所 について

南相馬市における警戒区域の  
再編に伴い、南相馬市の警戒区

域が全面解除されます。

そのため、浪江町と南相馬市  
にまたがるすべての県道、町道  
などを全面封鎖するとともに、  
これまでの南相馬市原町区の検  
問所(国道6号)を浪江町との  
境界に移動することになりました。

南相馬市側からの立ち入りの  
際は、必ず国道6号の検問所を  
通過することになりますので、  
ご理解とご協力をお願いします。

### ▽実施時期

4月16日(月) 0時  
問 災害対策課消防防災係  
0243-62-0123

## 平成23年度 浪江町保育料助成

保護者の経済的負担軽減を目的として、平成23年度保育料  
の助成を行います。

▷助成内容 原発避難者特例法等により、避難先で保育所に入  
所している児童で、平成23年度保育料(平成23年4月分～平成24年3月分)を支払った場  
合の保育料を助成します。(延長保育料、食費等は除く。)

▷提出方法 「東日本大震災に伴う保育料助成申請書」に必要  
事項を記入の上、添付書類を添えて提出してく  
ださい。

▷添付書類 ●保育所入所承諾書の写し  
●保育料の領収書の写しまたは保育料を納付し  
たことが確認できるものの写し  
●助成金の振込先の通帳の写し(申請者名義)

\*申請様式は、ホームページからもダウンロードできます。  
(郵送もします。)

▷提出期限 5月15日(火)  
\*認可外保育施設は対象外  
\*平成24年度保育料(平成24年4月分から平成25年3  
月分)の助成については、決まり次第お知らせします。

問 福祉こども課子育て支援係 Tel 0243-62-0123(内線173)

## 災害復興住宅融資の対象拡大

原発事故による避難指示区域内にお住まいになっていた方は、罹災証明書が交付されない場合も福島復興再生特別措置法により災害復興住宅融資が利用できるようになりました。概要は、住宅金融支援機構のホームページをご覧ください。

■住宅金融支援機構（災害専用ダイヤル）  
TEL 0120-086-353  
（9時から17時 祝日を除く）

## 軽自動車車検用納税証明書の発行

平成24年度軽自動車税の課税時期の延期にともない、継続検査用（車検用）軽自動車税納税証明書の有効期間を平成24年7月30日まで延長します。平成24年4月以降に車検を受ける場合は、車検用の納税証明書を二本松事務所窓口、各出張所、郵便請求等で発行しますのでご請求ください。

■町民税務課課税係  
TEL 0243-62-0123

## 原発避難者特例法による行政サービス

浪江町から住民票を移さずに避難している方は、避難先の自治体で行政サービスが受けられ

ます。また、住民票を移した方で、情報提供などを希望される方はご連絡ください。  
\*避難先をまだ連絡していない方や避難場所を移動された方は避難住民届出を浪江町役場に届け出てください。

■総務課行政係  
TEL 0243-62-0123

## 福島県借上げ住宅特例制度の特例制度の受付期間

福島県借上げ住宅特例制度の受付は、5月入居可能物件（県内

## 自動車税のお知らせ

### ●●自動車税の定期課税●●

平成23年度は東日本大震災の影響により課税時期を延期しましたが、平成24年度は5月31日（木）を納期限として課税します。

### ●●自動車税の移転（変更・抹消）登録●●

原発事故からの避難などにより自動車を使用していない場合、自動車税は課税されます。長期間使用しないなど課税を停止したい場合は、一時抹消登録の手続きをしてください。

### ●●原子力災害により被災した自動車の救済措置●●

#### ■非課税措置等

原子力災害により警戒区域（※1）から持ち出せない自動車を用途廃止により永久抹消した場合等（以下「用途廃止等自動車」という。）は、「申告」により平成23年度以降の自動車税が課税されません。

また、用途廃止等自動車の代替自動車を平成26年3月31日までに取得した場合は、「申請」により自動車取得税および平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税（※2）となります（軽自動車税も同様に非課税）。

※1 現在、区域の見直しが予定されており、見直し後は「帰還困難区域」のみが対象となる予定です。

※2 代替え自動車取得後に、用途廃止等自動車に該当となった場合は、納税義務の免除（徴収金の還付）。

#### ■減免措置

原子力災害により、警戒区域内から持ち出せなかった期間がある（あった）自動車で、非課税措置に該当しない自動車は、「申請」によりその期間に対応する月割分の自動車税が免除されます。

なお、現在、警戒区域内に放置してある自動車で、今後の区域見直しによる「帰還困難区域」以外への放置となる場合、区域見直し後使用していない場合であっても課税となりますので、課税を停止したい場合は（一時）抹消登録の手続きをお願いします。

### ●自動車税に関する問い合わせ先●

	課税(救済措置)に関する事	納税相談に関する事	県外へ避難されている方
県北地方振興局県税部(福島市)	024-523-0051 0021	024-523-3594	北海道・東北地方
県中地方振興局県税部(郡山市)	024-935-1261 1264	024-935-1241	東京都・千葉県・神奈川県
県南地方振興局県税部(白河市)	0248-23-1519	0248-23-1514	茨城県・栃木県・群馬県
会津地方振興局県税部(会津若松市)	0242-29-5261 5264	0242-29-5241	新潟県・東海、近畿地方
南会津地方振興局県税部(南会津町)	0241-62-5214 5213	0241-62-5212	富山県・石川県・福井県
相双地方振興局県税部(南相馬市)	0244-26-1127	0244-26-1124	埼玉県・四国、九州地方・沖縄県
いわき地方振興局県税部(いわき市)	0246-24-6025 6035	0246-24-6030	山梨県・長野県・中国地方

## 浪江町モニタリングポスト測定結果情報

次の団体が浪江町に設置したモニタリングポストの測定結果情報を公表しています。

#### ■文科科学省

町内42カ所に設置。福島県内の他全国に設置してあるモニタリングポストの測定結果情報が閲覧できます。

■URL <http://radioactivity.mext.go.jp/map/ja/>

## お詫びと訂正

広報なみえ4月号に同封した「全町民における内部被ばく検査の実施について（お知らせ）」について、誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

■連絡先 誤 0423-62-0123  
正 0243-62-0123（代表）  
0243-62-0168（直通）  
健康保険課放射線健康管理係